

第8回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和6年8月5日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和6年8月5日（月） 午後1時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和6年8月5日（月） 午後1時50分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 山崎富士子	2番 笠原 勝	3番 松尾 茂敏	5番 中川 實美
6番 馬場 保	7番 前田 辰己	8番 鶴崎 高幸	9番 田島 真一
10番 内田 弘幸	11番 栄木 正孝	12番 宮寄 芳守	13番 井出 真吾
14番 小田 伸吾	15番 小筏 正治	16番 山崎 正典	17番 坂本 博
18番 東 康敬	19番 林田 剛		

(2)欠席者（1名）

4番 田浦 則利

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参事補	酒井 伸也

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第35号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第37号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第38号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第8 議案第39号 土地改良事業に参加する資格について
- 日程第9 報告第8号 非農地通知の発出について
-

午後 1 時00分開会

○事務局長（高木 謙次君） 委員になられた皆様、そして再任された農業委員の皆様、ご就任誠にありがとうございます。今後、皆様の取組が地域農業の発展に直結していくと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、ただいまから令和6年第8回雲仙市農業委員会総会を開会いたしますが、その前に議案の変更をお願いします。議案書24ページ、申請番号17番（1）の申請地の欄、地番1322—3の削除をお願いします。

以上です。

なお、議事進行上発言される場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日は、田浦委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 皆さん、こんにちは。先日からの臨時総会、ありがとうございました。本日はお忙しい中、また暑さ厳しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ、今回が新体制になって初めての総会になります。まだ不慣れでお聞き苦しい点があると思いますが、皆様のご協力をもって進めていきたいと思ひます。よろしくお願いします。座って執行します。

ただいまから、令和6年第8回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定より、3番、松尾茂敏委員、5番、中川實美委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思ひます。

日程第2、議案第33号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第9、報告第8号、非農地通知の発出についてまでの議案7件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第33号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第33号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号25番から36番まで、12件の申請があります。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長お願いします。

○委員（５番 中川 實美君） 議席番号５番、東部調査会長の中川です。

東部調査会関係分は、申請番号２５番から２８番です。

申請番号２５番は、譲渡人が高齢で耕作できないため規模拡大で譲り受ける案件、申請番号２６番は、耕作利便のため譲り受ける案件、申請番号２７番は、耕作できないため、亡き妻のいところへ贈与する案件、申請番号２８番は、耕作利便のため譲り受ける案件です。

申請番号２５番から２８番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号２５番から２８番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。はい、どうぞ。

○委員（１４番 小田 伸吾君） 小田です。もう何日も前に、譲受人の文言の違いか何か言いやらんやったかな、調査のときに。従兄へ譲るということについて、何かおかしかつちやなかろうかなというようなことたい。

○議長（林田 剛君） 事務局どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 申し訳ありません。譲受人の申請事由のところを、「亡妻の従兄より」というのを削除してもらってよろしいでしょうか。「贈与を受ける」だけにさせていただいてよろしいですか。

○議長（林田 剛君） 議案書の訂正をお願いします。２７番、「耕作できないため贈与する」に訂正をお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長お願いします。

○委員（８番 鶴崎 高幸君） 議席番号８番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会関係分は、申請番号２９番から３１番です。

申請番号２９番から３１番は全て譲受人が規模拡大のため取得する案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号２９番から３１番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会関係分は、申請番号３２番から３６番です。

申請番号３２番は、空き家を購入し市外から移住譲受人が小面積の農地も一緒に購入する案件です。家庭菜園程度しかできない小面積の農地です。

次に、３３番は、譲渡人の要望で耕作利便のため譲り受ける案件、３４番は、県外在住の所有者から農業を始めたいということで譲り受ける案件、３５番は、農業後継者へ贈与する案件、３６番は、市外在住で耕作できないため譲り渡す案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号３２番から３６番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 質疑がないようですので、議案第３３号、申請番号２５番から３６番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第３４号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書６ページを御覧ください。

〔議案第３４号の朗読〕

議案書７ページ、申請番号３番と４番の２件の申請があっております。詳しくは別添２を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（８番 鶴崎 高幸君） 議席番号８番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会関係分は、申請番号３番から４番です。

申請番号３番の申請地は農振白地、吾妻駅から３００メートル以内にある農地であることから、第３種農地と判断しました。申請目的は、宅地用地としての追認申請です。申請地は、申請人が物心ついたときからこういう状態であったことから、追認申請要件である２０年は経過していることから、

必要最小限に分筆させてからの追認申請としました。

申請番号4番について、申請地は農振白地、令和6年6月5日除外の農地で、周辺を農地以外、宅地等で囲まれた農地であることから、第3種農地と判断しました。申請地は、平成5年頃からの無断転用で追認申請です。今後も宅地としての利用意向であり、今回の件に関しては十分反省し、今後はこのようなことがないようにするということであります。

申請番号3番から4番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。
以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号3番から4番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑ないようですので、議案第34号、申請番号3番から4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第35号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第35号の朗読〕

議案書9ページ、申請番号1番の1件の申請がっております。詳しくは別添2の資料69ページを御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（8番 鶴崎 高幸君） 議席番号8番、中部調査会長の鶴崎です。

この案件については、平成18年2月21日付け長崎県指令18島振農第3422号で許可していただいたものです。申請目的は店舗用地です。変更理由は、近隣で営業している（株）雲仙きのこ本舗が駐車場として計画変更するものです。詳細については5条の転用のところで説明します。

以上です。

○議長（林田 剛君） 申請番号1番について協議いたします。

各委員さん、質問等がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、次に、日程第5、議案第36号、農地法第5条第1項の規

定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書 10 ページを御覧ください。

〔議案第 36 号の朗読〕

議案書 11 ページ、申請番号 14 番から 23 番の 10 件の申請があつております。詳しくは別添 2 を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（5 番 中川 實美君） 議席番号 5 番、東部調査会長の中川です。

東部調査会関係分は、申請番号 14 番から 17 番です。

申請番号 14 番について、申請地は農振白地、10 ヘクタール未満の中にある農地で、第 2 種農地と判断しました。申請目的は倉庫用地での転用です。申請地は、平成元年頃からの無断専用に、当初は牛舎を建設していたが、解体して倉庫用地で現在使用しております。追認案件要件を満たしており、許可に関して何ら問題ないものと考えられます。

申請番号 15 番について、申請地は 10 ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第 1 種農地と判断しました。例外規定の既存施設の拡張で許可できるものと考えられます。申請目的は資材置場用地です。既存の資材置場及び事務所に隣接しており、効率性もよくなることから、許可に関しても特に問題ないものと思われま

す。次に、申請番号 16 番について、申請地は市役所瑞穂支所から 500 メートル以内にある農地で、第 2 種農地と判断しました。申請目的は資材置場用地です。事業拡大、利便性向上のため申請するもので、許可に関して特に問題ないものと思われま

す。申請番号 17 番について、申請地は周囲を宅地等に囲まれた農地で、第 3 種農地と判断しました。申請目的は、新車・中古車の展示、販売をしようとするものです。許可に関して特に問題ないものと思われま

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号 14 番から 17 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、中部調査会長お願いします。

○委員（8 番 鶴崎 高幸君） 議席番号 8 番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会関係分は、申請番号 18 番から 22 番です。

18 番の申請地から、申請地は農振白地、愛野駅から 300 メートル以内にある農地で、第 3 種農

地と判断しました。申請目的は特定条件付売買予定地です。宅地として5区画販売する予定です。

続きまして、19番の申請地について、申請地は農振白地、愛野総合支所から500メートル以内にある農地で、第2種農地と判断しました。20番の申請地も譲渡人が同一で隣接しており、同じく第2種農地となります。申請目的は双方とも特定条件付売買予定地で、転用者が違うだけで、宅地が5件と4件です。公衆用道路及び用悪水路については、それぞれ持分2分の1を所有することになっております。許可に関して特に問題ないものと思われま

す。続きまして、21番の申請地について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。例外規定の集落接続で許可に関して特に問題ないものと思われま

す。22番について、先ほど計画変更承認申請で上がってきた案件の計画変更の内容ですが、近隣で営業している雲仙きのこ本舗が大型観光バス等の駐車場として計画するものです。第1種農地であります

が、既存の施設の2分の1以内の面積であり、例外規定での許可で特に問題ないものと思われま

す。以上です。
○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号18番から22番について、ご質疑がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○委員（14番 小田 伸吾君） ちょっと聞きたいことがありまして、申請の理由で特定建築条件付売買予定地というのはどういうあれなんでしょうか。初めて聞いたもんで。

○議長（林田 剛君） 事務局どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 特定建築条件付売買予定地というのは、従来は、宅地を造成してから建物を建てて、造成した宅地と建物と一体的に売買する場合のみ転用を許可されていましたが、最近やっぱり住宅を建てる方のニーズというのが、間取りですとか、壁ですとか、いろんなこう、建てる方が好むような建物が建てられるように、こういった分譲、宅地造成したまんまで売買することについても一応転用が認められるようになっております。

○委員（14番 小田 伸吾君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） これちょっと今の件です、例えば5戸という形で申請をするじゃないですか。そうしたときに、買手がおらんかったらどうなるんですかね。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 基本的には3か月以内に建築請負契約を結んで、家を買った人に建ててもらわんといかんとですけれども、どうしても買手がない場合、最終的にはその転用された方の判断で、自分で住宅を建築しなければならないというふうになっております。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○委員（１５番 小筏 正治君） ちょっと確認だけ。２２番は前に転用して、そのままにひとつがある、あの場所じゃろう。（「石が置いてあるところじゃろ」と言う者あり）石はまだあるとかね。

○事務局次長（内田 啓輔君） ないです。

○委員（１５番 小筏 正治君） 石があれば転用されんけんね、取り除いて。いろいろ、あれ困ったとばてんが。買うてくれちゆうて言うたとばてん。

○事務局次長（内田 啓輔君） 更地です。

○委員（１５番 小筏 正治君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） いいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ないようですので、続きまして西部調査会長お願いします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会関係分は、申請番号２３番です。

２３番の申請地は農振白地、１０ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第２種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。許可に関して特に問題ないものと思われま

す。○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号２３番についてご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑ないようですので、議案第３６号、申請番号１４番から２３番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第６、議案第３７号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書１５ページを御覧ください。

〔議案第３７号の朗読〕

議案書１６ページ、整理番号１番から、議案書２９ページ、整理番号２３番までです。整理番号１番から３番は貸借に係る案件、整理番号４番から５番までは所有権移転に係る案件、整理番号６番から２３番までは農地中間管理機構に貸し付ける配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添３を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） 議案第 37 号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号 1 番から 3 番について、ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、次に、所有権移転に係る申請番号 4 番から 5 番について、ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 次に、農地中間管理事業に係る申請番号 6 番から 23 番について、ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第 37 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第 7、議案第 38 号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書 30 ページを御覧ください。

〔議案第 38 号の朗読〕

議案書 31 ページ、整理番号 1 番です。資料は別添 3 を御覧ください。この議案については、前年まで、中間管理機構を介した貸借のうち、配分先のみを変更する分で上がってきていた案件であります。が、基盤強化法の改正で配分先のみの変更部分が法の中で削除されていることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、（案）として作成し、承認をもらった上で農林部局へ要請するものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） 議案第 38 号に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑ないようですので、議案第 38 号、申請番号 1 番は、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

次に、日程第 8、議案第 39 号、土地改良事業に参加する資格についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書 32 ページを御覧ください。

〔議案第 39 号の朗読〕

議案書 33 ページから 43 ページにかけて、農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）の事業同意者が土地改良法第 3 条に規定する者であるかどうか証明の必要があることから、提出されたものです。事前に事務局で確認して、規定する者の条件を満たしている者を記載しております。先ほど参考までに A3 の地図をお配りしましたが、場所については国見町の広域農道の神代、（「ほかの方は皆ありますか。ありますね」と言う者あり）ちょうど横に、真ん中にですね、ぐにゃぐにゃってなっている道が広域農道になっておりますけども、その広域農道を挟んで下から上にこの青線で引っ張っているところが対象の区域となっております。

○議長（林田 剛君） 議案第 39 号に対する質疑を行います。質問等ありましたらお願いします。

（発言する者あり）

○委員（15 番 小筏 正治君） 3 番と 4 番の間に道路があつて、そこに国見町のセブンイレブンがあるとですよ。そして、農道のちょっと右側になるほうは、富永さんの牛舎があるとですたいね。そこから辺になるわけ。

○委員（10 番 内田 弘幸君） 農地改良事業に参加とは、これはもう基盤整備でされよつとですか。

（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） ご答弁、地元委員の方、誰か。

○委員（2 番 笠原 勝君） このため池の防災ということなんですか、基盤整備じゃなくて。

○委員（15 番 小筏 正治君） 耐震のために、いつか工事をさせたらどうか。もうあんまり詳しくは聞いとらんばってんが。内容的にはそういうあれやろな。

○議長（林田 剛君） 事務局どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 先ほど事務局のほうから説明をしたんですけれども、防災重点農業用ため池緊急整備事業というのを施行するに当たって、その受益者の方がこの囲まれている方たちで、この囲まれている方たちがこの農地の所有者であるか、耕作者であるかの確認を農業委員会にされたということで、うちのほうで確認をして承認をしますというような議案になります。

○議長（林田 剛君） 事業申請のために第 3 条資格者の証明が必要ということで制度上はなっけてきているようです。

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかに質疑がないようですので、議案第 39 号に対する質疑を終わります。

議案第 39 号は、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

次に、日程第9、報告第8号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、報告事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書44ページを御覧ください。

〔報告第8号の朗読〕

議案書45ページ、この報告については、個人申請された分について、令和6年6月に地元委員の協力を得た上で農地利用状況調査の結果、非農地と判断し、通知を送付したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） 報告第8号に対する質疑を行います。質問等ありましたらお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 質疑がないようですので、報告第8号に対する質疑を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後1時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 8月 5日

議 長

署名委員

署名委員